

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年3月3日

【会社名】 イトアンド株式会社

【英訳名】 EAT&Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 文野 直樹

【本店の所在の場所】 大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

【電話番号】 06-6271-1110

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 皆川 秀一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
(イトアンド株式会社 東京ヘッドオフィス)

【電話番号】 03-6402-3961

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 皆川 秀一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 121,070,250円

(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 イトアンド株式会社 東京ヘッドオフィス
(東京都港区虎ノ門四丁目3番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	75,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成26年3月3日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成26年3月3日(月)開催の取締役会において、当社普通株式500,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	75,000株	121,070,250	60,535,125
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	75,000株	121,070,250	60,535,125

(注) 1. 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注) 3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		75,000株	
払込金額の総額		121,070,250円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 本山 博史	
	資本金の額 (平成25年9月30日現在)	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率 (平成25年9月30日現在)	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成26年2月21日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	平成26年3月26日(水)	該当事項はありません。	平成26年3月27日(木)

(注)1. 発行価格(会社法上の払込金額です。以下同じ。)及び資本組入額については、平成26年3月11日(火)から平成26年3月13日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額といたします。

2. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
イトアンド株式会社 本社	大阪市中央区南久宝寺町二丁目1番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 船場支店	大阪市中央区久太郎町二丁目1番30号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
121,070,250	1,200,000	119,870,250

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成26年2月21日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額119,870,250円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額上限800,135,000円と合わせた手取概算額合計上限920,005,250円について、平成28年3月期までに当社各工場の製造設備の拡充、外食店舗の新規出店に伴う内外装および設備費用に充当し、残額が生じた場合には、平成27年3月期までに運転資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い金融商品等で運用していく予定であります。具体的な内容、金額および支出予定時期は以下のとおりであります。

平成28年3月期までに関東工場の豚まん製造ラインの新設および野菜処理場の増床工事ならびに冷凍製造ラインの能力強化のための製造設備新規導入資金に416,000千円

平成27年3月期までに関西工場の冷凍製造ラインの能力強化のための製造設備新規導入および太陽熱利用給湯設備導入資金に73,000千円

平成27年3月期までに東京・大阪地区での直営店出店のための内外装および設備費用として258,000千円

残額を平成27年3月期までに運転資金の一部に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容につきましては、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成26年3月3日（月）開催の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当社普通株式500,000株の一般募集を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年3月24日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第36期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成26年3月3日）現在以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設等

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手年月	完了予定年 月	完成後の増加能 力
			総額 （千円）	既支払額 （千円）				
関東工場 （群馬県板倉町）	外食事業・食 料品販売事業	豚まん製造設 備	300,000	-	自己資金及 び増資資金	平成26年 10月	平成27年 4月	30万バック/月
		野菜処理場	200,000	120,000		平成25年 7月	平成26年 4月	-
		冷凍製造設備	36,000	-		平成26年 5～10月	平成26年 5～10月	-（注1）
関西工場 （大阪府枚方市）	冷凍製造設備	冷凍製造設備	53,000	-		平成26年 5～10月	平成26年 5～10月	-（注1）
		太陽熱利用給 湯設備	20,000	-		平成26年 5～10月	平成26年 5～10月	-（注2）
大阪王将直営店 （東京23区内等）	外食事業	内外装設備	164,000	-		平成26年 6月～ 平成27年 2月	平成26年 7月～ 平成27年 3月	10店舗
ラーメン直営店 （東京・大阪）			94,000	-	10店舗			

（注）1．完成後の増加能力は、安定供給体制の構築及び業務効率の改善を目的としているため記載しておりません。

2．完成後の増加能力は合理的に算出することが困難なため、記載しておりません。

3．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第36期事業年度）及び四半期報告書（第37期 第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年3月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第36期事業年度）の提出日（平成25年6月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年3月3日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（平成25年6月27日提出）

1 提出理由

当社は、平成25年6月26日開催の当社第36回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金15円 総額57,214,065円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行い、各文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

（下線は変更部分であります）

変更前	変更後
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8)（条文省略） （新設） (9)～(24)（条文省略）	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8)（現行どおり） (9) <u>肥料、飼料およびこれらの原材料の生産、加工、販売、輸出入</u> (10)～(25)（現行どおり）

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

森田豪を補欠監査役に選任するものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

第36期末（平成25年3月31日）時点の取締役4名および監査役1名に対し、総額20百万円の役員賞与を支給するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可否要件	決議の結果	
					賛成比率（％）	可否
第1号議案 剰余金処分の件	31,476	83	-	（注）1	99.74	可決
第2号議案 定款一部変更の件	31,484	75	-	（注）2	99.76	可決
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 森田 豪	31,441	118	-	（注）3	99.63	可決
第4号議案 役員賞与支給の件	31,327	232	-	（注）1	99.26	可決

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（平成26年3月3日提出）

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成26年3月3日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、平成26年3月3日開催の取締役会において、当社の非連結子会社である億特安餐飲管理（上海）有限公司および伊特安食品（上海）有限公司に対する出資を解消することを決議いたしました。

中国・上海地区における大阪王将の直営・加盟出店を目的にパートナーシップを構築してまいりましたが、パートナーとの事業展開に関する方向性が違ってきたこと、および工場を基点とする事業展開が中国の政治体制の変更の影響より工場でのQS認証の取得ができていないこと等により現状の中国での戦略の見直しが必要となったためであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成26年3月期の決算において、以下の金額を特別損失に計上する見通しであります。

関係会社整理損失 144百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第36期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第37期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 2月12日

イトアンド株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 富祥

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野邊 義郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川越 宗一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイトアンド株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第37期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、イトアンド株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

イトアンド株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 富祥 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋田 光正 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野邊 義郎 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイトアンド株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イトアンド株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月18日開催の取締役会において、会社の役員、監査役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成24年6月20日付で付与した第4回新株予約権が、平成25年6月18日をもってすべて消滅している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イトアンド株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イトアンド株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。